

○大分県心身障害者扶養共済制度条例

昭和四十五年三月三十一日

大分県条例第十三号

大分県心身障害者扶養共済制度条例をここに公布する。

大分県心身障害者扶養共済制度条例

(目的)

第一条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後の心身障害者に年金を支給するため、大分県心身障害者扶養共済制度(以下「制度」という。)を設け、もつて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。

(昭五五条例六・一部改正)

(機構との契約)

第二条 県は、制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)と独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号。以下「法」という。)第十二条第三項に規定する保険約款に基づく保険契約(以下「心身障害者扶養保険契約」という。)を締結するものとする。

(昭五五条例六・昭五九条例三三・平三条例二〇・平一五条例三九・一部改正)

(定義)

第三条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来独立自活することが困難であると認められるものをいう。

- 一 知的障害者
- 二 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表の 一級から三級までに該当する障害を有する者
- 三 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前二号に掲げる者と同程度と認められるもの

2 この条例において「保護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、現に心身障害者を扶養しているものをいう。

- 一 心身障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 二 心身障害者の父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族(親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある者を含む。)

3 この条例において「重度障害」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。ただし、規則で定める場合の障害状態を除く。

- 一 両眼の視力を全く永久に失つたもの
- 二 咀嚼そしやく又は言語の機能を全く永久に失つたもの
- 三 両上肢しを手関節以上で失つたもの
- 四 両下肢しを足関節以上で失つたもの
- 五 一上肢しを手関節以上で失い、かつ、一下肢しを足関節以上で失つたもの
- 六 両上肢しの用を全く永久に失つたもの
- 七 両下肢しの用を全く永久に失つたもの
- 八 十手指を失つたか又はその用を全く永久に失つたもの
- 九 両耳の聴力を全く永久に失つたもの

4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、法第十二条第二項に定める共済制度をいう。

(昭五七条例一・昭五九条例三三・平三条例二〇・平一一条例一〇・平一五条例三九・一部改正)

(加入資格)

第四条 制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であつて、加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 県の区域内に住所を有すること。
- 二 六十五歳未満であること。
- 三 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となり得る者であること。

2 次に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、制度に加入することができる。

- 一 制度の発足後に転入(新たに県の区域内に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。)をしたこと。
- 二 転入の直前まで、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度で、機構と心身障害者扶養保険契約を締結しているもの(以下「他の制度」という。)に加入していた者であつて、転入後直ちに制度に加入するものであること。

(昭五五条例六・昭五九条例三三・平一五条例三九・一部改正)

(加入)

第五条 制度に加入の申込みをしようとする者(以下「加入申込者」という。)は、規則の定めるところにより、加入を申し込み、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申込みがあつた場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、加入を承認しなければならない。

- 一 加入申込者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。

二 同一の心身障害者について、既に前項の規定による加入の承認を受けた者(以下「加入者」という。)があるとき、又は同時に二人以上の者から同項の規定による申込みがあつたとき。

(昭五五条例六・一部改正)

(口数による加入)

第六条 制度への加入は、口数単位によるものとし、同一の心身障害者について加入できる口数は、一口又は二口とする。

(平七条例三六・全改)

(口数の追加)

第七条 加入している口数が一口である加入者で、口数の追加時に六十五歳未満のものは、規則の定めるところにより、知事に口数の追加を申し込むことができる。

2 知事は、前項の規定による申込みがあつた場合は、当該申込みをした者が、口数の追加時に特別の疾病又は障害を有するため、心身障害者扶養保険契約の対象となることができないときを除き、口数の追加を承認しなければならない。

(昭五五条例六・追加、平七条例三六・一部改正)

(掛金等の納付)

第八条 加入者(第十九条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者及び口数の追加の承認を受けた者で制度に加入した時の一口を減少したものを除く。)は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、制度に加入した時(第四条第二項の規定を適用された加入者にあつては、他の制度に加入した時)の年齢に応じ、別表に定める掛金を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、制度に二十年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

2 口数の追加の承認を受けた者は、口数の追加の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、当該口数の追加の承認を受けた時(第四条第二項の規定を適用された者にあつては、他の制度の口数の追加の承認を受けた時)の年齢に応じ、別表に定める口数の追加に係る掛金(以下「加算掛金」という。)を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来する口数の追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達している者で、口数の追加を二十年以上継続しているものは、加算掛金の納付を要しない。

3 第一項ただし書及び第二項ただし書の規定の適用に当たっては、第四条第二項の規定を適用された加入者に係る他の制度の加入期間又は口数が追加された期間は、制度の加

入期間又は口数の追加の期間とみなす。

(昭五五条例六・追加、昭五七条例一・昭六一条例七・平七条例三六・平一九条例四九・一部改正)

(掛金等の減免)

第九条 知事は、加入者であつて、生活困窮等のため掛金又は加算掛金を納付することが困難であるものについて、必要があると認めるときは、掛金又は加算掛金を減額し、又は免除することができる。

(昭四六条例二二・追加、昭五五条例六・旧第六条の二繰下、平七条例三六・一部改正)

(年金の給付)

第十条 加入者が死亡し、又は重度障害となつたときは、その死亡し、又は重度障害となつた日の属する月から、規則の定めるところにより、その者が扶養していた心身障害者に対し、年金を支給する。

2 年金の額は、一口につき月額二万円とする。

3 年金の給付が重度障害による場合であつて、その重度障害が規則で定める障害状態に当たるときは、当該口数の追加に係る年金は支給しない。

(昭五五条例六・旧第七条繰下・一部改正、昭五七条例一・平七条例三六・一部改正)

(年金管理者)

第十一条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わつて年金を受領し、これを管理する者(以下「年金管理者」という。)を、あらかじめ、その者の同意を得て指定しておかなければならない。

2 前項の規定により年金管理者が指定されている場合においては、年金給付の支払は、当該年金管理者に対して行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者であつて復権を得ない者

4 加入者は、年金管理者を変更することができる。

5 加入者は、年金管理者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに、年金管理者を変更しなければならない。

- 一 死亡したとき。
- 二 所在が不明になつたとき。

三 第三項各号のいずれかに該当する者となつたとき。

四 辞退の申出をしたとき。

6 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、年金管理者を変更することができる。

一 年金管理者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、加入者がその年金管理者の変更をしないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。

二 年金管理者が第十四条の規定に違反したとき。

7 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し、管理することが困難であると認めるときは、年金管理者を指定することができる。

(昭五五条例六・旧第八条繰下・一部改正、平一二条例三一・一部改正)

(年金の支給停止)

第十二条 第十条第一項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。

一 所在が一月以上不明のとき。

二 懲役又は禁錮この刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。

三 日本国内に住所を有しないとき。

(昭五五条例六・旧第九条繰下・一部改正)

(支払の一時差止め)

第十三条 年金受給権者又は年金受給権者に代わつて現に年金を受領している年金管理者が、正当な理由がなく、第二十条第四項に規定する届書を提出しないときは、年金給付の支払を差し止めることができる。

(昭五五条例六・旧第十条繰下・一部改正)

(年金の使途等の制限)

第十四条 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

(昭五五条例六・旧第十一条繰下)

(年金受給権の消滅)

第十五条 年金受給権は、年金受給権者が死亡したときは、その死亡の日の属する月の翌月から消滅する。

2 知事は、加入者、年金受給権者又は年金管理者が偽りその他不正な手段により年金の

給付を受け、又は年金の給付を受けようとしたときは、その年金受給権を消滅させることができる。

(昭五五条例六・旧第十二条繰下)

(弔慰金の給付)

第十六条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したとき、又は加入者とその扶養する心身障害者が同時に死亡したときは、年金受給権が発生していない口数について、規則に定めるところにより、当該加入者又はその遺族に対し、弔慰金を支給する。ただし、その死亡の日まで継続する加入期間(以下この条において「加入期間」という。)又はその死亡の日まで継続する口数の追加の期間(以下この条において「口数追加期間」という。)が一年に満たないときは、この限りでない。

2 弔慰金の額は、加入期間又は口数追加期間に応じ、一口につきそれぞれ次に掲げる額とする。

一 加入期間又は口数追加期間が一年以上五年未満のとき 五万円

二 加入期間又は口数追加期間が五年以上二十年未満のとき 十二万五千元

三 加入期間又は口数追加期間が二十年以上のとき 二十五万円

3 第八条第三項の規定は、第一項ただし書及び前項に規定する加入期間及び口数追加期間について準用する。

(昭四七条例一五・一部改正、昭五五条例六・旧第十三条繰下・一部改正、昭五七条例一・昭六一条例七・平七条例三六・平一九条例四九・一部改正)

(脱退一時金の給付)

第十六条の二 加入者が、脱退又は口数の減少の申出をしたときは、年金受給権が発生していない口数について、規則に定めるところにより、当該加入者に対し、脱退一時金を支給する。ただし、その脱退の日まで継続する加入期間(以下「加入期間」という。)又はその脱退の日まで継続する口数の追加の期間(以下「口数追加期間」という。)が五年に満たないとき、又は加入者が転出(新たに県の区域外に住所を有することとなつたことをいう。以下同じ。)したことに伴い、転出後直ちに他の制度の加入者となつたときは、この限りでない。

2 脱退一時金の額は、加入期間又は口数追加期間に応じ、一口につきそれぞれ次に掲げる額とする。

一 加入期間又は口数追加期間が五年以上十年未満のとき 七万五千元

二 加入期間又は口数追加期間が十年以上二十年未満のとき 十二万五千元

三 加入期間又は口数追加期間が二十年以上のとき 二十五万円

3 第八条第三項の規定は、第一項ただし書及び前項に規定する加入期間及び口数追加期間について準用する。

(平七条例三六・追加、平一九条例四九・一部改正)

(年金等の支給制限)

第十七条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、県が機構から当該加入者に係る年金給付保険金の全部又は一部の支給を受けられなかったときは、第十条第一項の規定にかかわらず、年金の全部又は一部を支給しない。

2 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、県が機構から当該加入者に係る弔慰金給付保険金の支給を受けられなかったときは、第十六条第一項本文の規定にかかわらず、弔慰金を支給しない。

(昭五五条例六・旧第十四条繰下・一部改正、昭五九条例三三・平七条例三六・平一五条例三九・一部改正)

(年金等の返還)

第十八条 知事は、偽りその他不正な手段により年金又は弔慰金の給付を受けていた者があるときは、その者に既に支給された年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(昭五五条例六・旧第十五条繰下・一部改正)

(地位の喪失)

第十九条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、その理由の生じた日の属する月の翌月から、加入者としての地位を失うものとする。

- 一 加入者が死亡したとき。
 - 二 加入者が重度障害となつたとき。ただし、口数の追加の承認を受けた加入者が重度障害となつた場合において、その重度障害が規則で定める障害状態のときは、この限りでない。
 - 三 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。
 - 四 加入者が脱退の申出をしたとき。
 - 五 加入者が、加入しているすべての口数に係る掛金又は加算掛金を二月を下らない期間の範囲内で、規則で定める期間滞納したとき。
 - 六 加入者が転出をしたことに伴い、他の制度に加入したとき。
- 2 知事は、加入している口数が二口である加入者について、二月を下らない期間の範囲内で、そのうちの一口について規則で定める期間掛金又は加算掛金の滞納があつたときは、その滞納があつた一口に係る権利を消滅させることができる。
- 3 第一項の規定により加入者としての地位を失つた者又は前項の規定により権利が消滅した者に対しては、既に納付された掛金又は加算掛金は、返還しない。

(昭五五条例六・旧第十六条繰下・一部改正、昭五七条例一・平七条例三六・一部

改正)

(届出義務等)

第二十条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 加入者、加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
- 二 加入者の扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
- 三 年金管理者を指定し、又は変更したとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、掛金若しくは加算掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の給付に影響を及ぼす事実が生じたとき。

2 年金受給権者又は年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 加入者が死亡し、又は重度障害となつたとき。
 - 二 年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。
- 3 年金管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則の定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 年金の支給開始後において、年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 年金受給権者が死亡したとき。
 - 三 年金受給権者に第十二条各号のいずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき。
- 4 年金受給権者又は年金受給権者に代わつて現に年金を受領している年金管理者は、規則で定めるところにより、毎年、年金受給権者の現況に関する届書を知事に提出しなければならない。

5 加入者、加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者及び年金管理者は、制度の適正な運営を図るため、知事の行う調査に協力しなければならない。

(昭五五条例六・旧第十七条繰下・一部改正、昭五七条例一・一部改正)

(加入者の年齢)

第二十一条 この条例において、加入者の年齢は、毎年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。)の初日における年齢によるものとし、当該年度の末日までの間適用する。

(昭五五条例六・追加)

(掛金等の額の調整)

第二十二条 知事は、法第十二条第三項に規定する保険約款に定める保険料が改定されたときは、速やかに掛金及び加算掛金の額を変更するものとする。

(昭五五条例六・追加、昭五九条例三三・平三条例二〇・平一五条例三九・平一九条例四九・一部改正)

(委任)

第二十三条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭五五条例六・旧第十八条繰下)

附 則

- 1 この条例は、昭和四十五年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から昭和四十六年七月三十一日までの間に、この制度に加入しようとする者については、第四条第一項第二号中「四十五歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

(昭四六条例一四・一部改正)

- 3 この条例の施行の前日に転入した者であつて、従前の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者が引き続いてこの制度に加入する場合には、第四条第二項第一号中「制度の発足後」とあるのは「制度の発足前」と、同項第二号中「転入の直前まで」とあるのは「この制度に加入する直前まで」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則(昭四六条例第一四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭四六条例第二二号)

この条例は、昭和四十六年八月一日から施行する。

附 則(昭四七条例第一五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭五五条例第六号)

- 1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の大分県心身障害者扶養共済制度条例の規定に基づき四十五歳以上で大分県心身障害者扶養共済制度に加入した者で、この条例施行の際現に当該制度に加入しているものは、改正後の大分県心身障害者扶養共済制度条例の規定の適用に関しては、四十五歳未満で当該制度に加入した者とみなす。

附 則(昭五七条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭五九条例第三三号)

この条例は、昭和六十年一月一日から施行する。

附 則(昭六一年条例第七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分県心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正後の条例」という。)第八条第一項の規定にかかわらず、この条例施行の日の前日において、制度に加入している者及び他の制度に加入している者でこの条例施行後に改正後の条例第四条第二項の規定により制度に加入した者(改正後の条例第十九条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害となつたが加入者としての地位を失わない者及び昭和五十四年十月一日以後加入者となつた者でその加入時の年齢が四十五歳以上であつたものを除く。)は、規則の定めるところにより、その者の昭和六十一年四月一日における年齢に応じて、掛金を県に納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来する加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で制度に二十五年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。
- 3 前項の規定の適用については改正後の条例第二十一条の規定を、同項ただし書の規定の適用については改正後の条例第八条第四項の規定を、それぞれ準用する。
- 4 この条例施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成三年条例第二〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七条例第三六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大分県心身障害者扶養共済制度条例(以下「旧条例」という。)の規定により特約条項又は口数追加条項の付加の承認を受けた者は改正後の大分県心身障害者扶養共済制度条例(以下「新条例」という。)の規定により口数の追加の承認を受けた者と、旧条例の規定による特約条項又は口数追加条項が付加された期間は新条例の規定による口数

が追加された期間とみなす。

附 則(平成十一年条例第一〇号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第三一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三九号)

この条例は、独立行政法人福祉医療機構の成立の日から施行する。

(成立の日=平成一五年一〇月一日)

附 則(平成一九年条例第四九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、この制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であって、この条例の施行後にこの条例による改正後の大分県心身障害者扶養共済制度条例(以下「改正後の条例」という。)第四条第二項の規定によりこの制度に加入したもの(改正後の条例第十九条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害となったが加入者としての地位を失わない者を除く。以下「改正前加入者」という。)については、改正後の条例第八条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の規定に定めるところにより、次による掛金又は加算掛金を県に納付しなければならない。

一 昭和五十四年十月一日以後に加入した者であって加入者となったときの年齢が四十五歳以上であったもの及び昭和六十一年四月一日以後に加入者となった者であって加入者となったときの年齢が四十五歳未満であったものについては、改正後の条例第八条第一項中「加入者(第十九条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害となったが加入者としての地位を失わない者及び口数の追加の承認を受けた者で制度に加入した時の一口を減少したものを除く。)」は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、制度に加入した時」とあるのは「昭和五十四年十月一日以後に加入した者(第十九条第一項第二号ただし書に該当するため、重度障害となったが加入者としての地位を失わない者を除く。)」は、規則の定めるところにより、その加入した時」と、「別表」とあるのは「附則別表第一」とする。

二 この条例の施行の日の前日までに口数の追加の承認を受けた者(以下「改正前口数追加加入者」という。)については、改正後の条例第八条第二項中「別表」とあるのは「附

則別表第一」と、附則別表第一中「加入時」とあるのは「口数の追加の承認を受けた時」と、「掛金月額」とあるのは「加算掛金月額」とする。

三 前二号に掲げた者以外の者については、改正後の条例第八条第一項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、制度に加入した時(第四条第二項の規定を適用された加入者にあつては、他の制度に加入した時)」とあるのは「規則の定めるところにより、昭和六十一年四月一日における」と、「別表」とあるのは「附則別表第二」と、「二十年」とあるのは「二十五年」とする。

附則別表第一

加入時の年齢	掛金月額
三十五歳未満	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満	一四、五〇〇円

附則別表第二

昭和六十一年四月一日における加入者の年齢	掛金月額
三十五歳未満	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円
四十五歳以上	一〇、六〇〇円

3 改正前加入者又は改正前口数追加加入者については、改正後の条例第十六条第二項又は第三項の規定にかかわらず、次により弔慰金を支給する。

- 加入期間又は口数追加期間が一年以上五年未満のとき 三万円
- 加入期間又は口数追加期間が五年以上二十年未満のとき 七万五千元
- 加入期間又は口数追加期間が二十年以上のとき 十五万円

4 改正前加入者又は改正前口数追加加入者については、改正後の条例第十六条の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、次により脱退一時金を支給する。

- 加入期間又は口数追加期間が五年以上十年未満のとき 四万五千元
- 加入期間又は口数追加期間が十年以上二十年未満のとき 七万五千元
- 加入期間又は口数追加期間が二十年以上のとき 十五万円

5 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の申出及び口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

別表(第八条関係)

(平一九条例四九・追加)

加入時又は口数の追加時の年齢	掛金又は加算掛金の月額
三十五歳未満	九、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	一一、四〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一四、三〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一七、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一八、八〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	二〇、七〇〇円
六十歳以上六十五歳未満	二三、三〇〇円